

# 第1章 基本構想策定にあたって

## 1-1 基本構想策定の趣旨

### (1) 基本構想の趣旨

我が国では、他に例を見ない急速なスピードで高齢化が進んでおり、2015年には国民の4人に1人が65歳以上の高齢者になる本格的な高齢社会を迎えます。また、障害のある人が障害のない人と同じように社会に参画できる「ノーマライゼーション\*」の考え方が重要です。

さらに、どこでも、だれでも、自由に使いやすいまちづくりやものづくりといった「ユニバーサルデザイン\*」の理念が浸透しつつあります。

このような状況の中、平成6年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(ハートビル法\*)、平成12年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(交通バリアフリー法\*)が制定されました。その後、交通バリアフリー法とハートビル法を統合した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)が平成18年6月に成立、平成18年12月に施行されたところです。

本基本構想は、バリアフリー新法に基づいて、高齢者や障害者をはじめとするすべての人々が暮らしやすいまちづくりを実現するための基本となるものです。

\*印の用語については、巻末(資料4)の用語の解説の説明を参照してください。(以下同様です。)

## (2) バリアフリー新法のしくみ

### 1) 移動円滑化の促進に関する基本方針(法第3条)

主務大臣は、バリアフリー新法第3条に基づき、移動等円滑化が総合的かつ計画的に推進されるため基本方針を定めます。バリアフリー新法では、この基本方針に従って目標が達成されるよう各関係者が協力して事業等を進めていくことになります。

### 2) 関係者の責務(法第4条～7条)

国、地方公共団体、施設設置管理者等、国民がそれぞれの責務を果たすことで移動等円滑化が効果的に実施されることが求められています。

### 3) 基準適合義務(法第8条～24条)

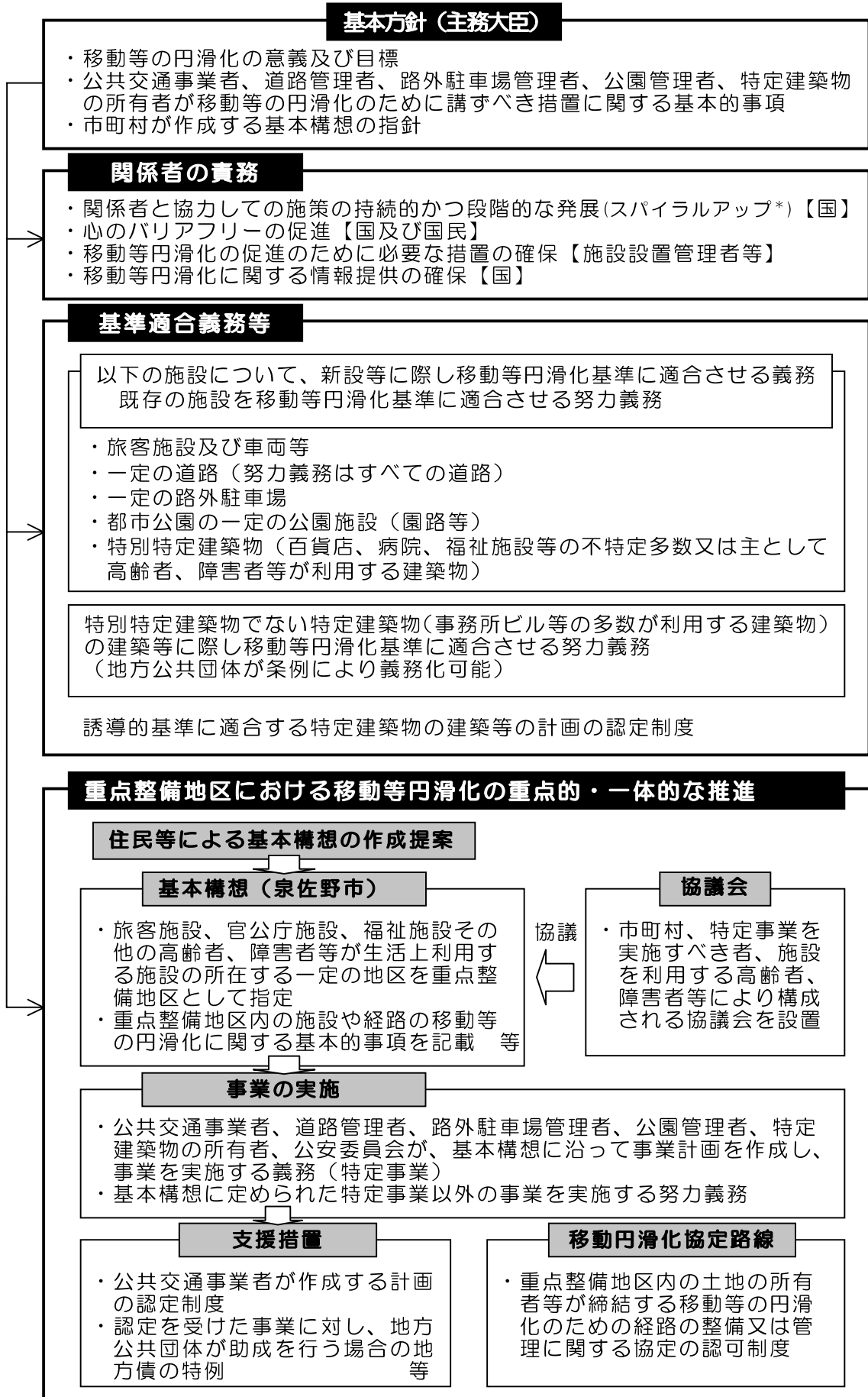
施設設置管理者等はそれぞれが設置する一定の要件を満たす施設に対して、新設時には移動等円滑化基準\*に適合させる義務があり、既存の施設については移動等円滑化基準に適合させる努力義務が定められています。また施設等のバリアフリー化\*を図っていくにはハード面の整備のみならず、ソフト面の整備充実に努めることとされています。

### 4) 重点整備地区における移動等円滑化の重点的かつ一体的な推進

(法第25条～51条)

市町村は、単独で又は共同して、当該市町村区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想(以下「基本構想」という。)を作成することができます。また、住民や施設設置管理者等は基本方針に沿った基本構想の素案を提案する制度が設けられており、提案を受けた市町村は基本構想を作成もしくは変更する必要があります。これらによって、基本構想が作成された場合、施設設置管理者等はそれぞれのバリアフリー化に関する事業計画を作成する必要があります。

【高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)の基本的枠組み】

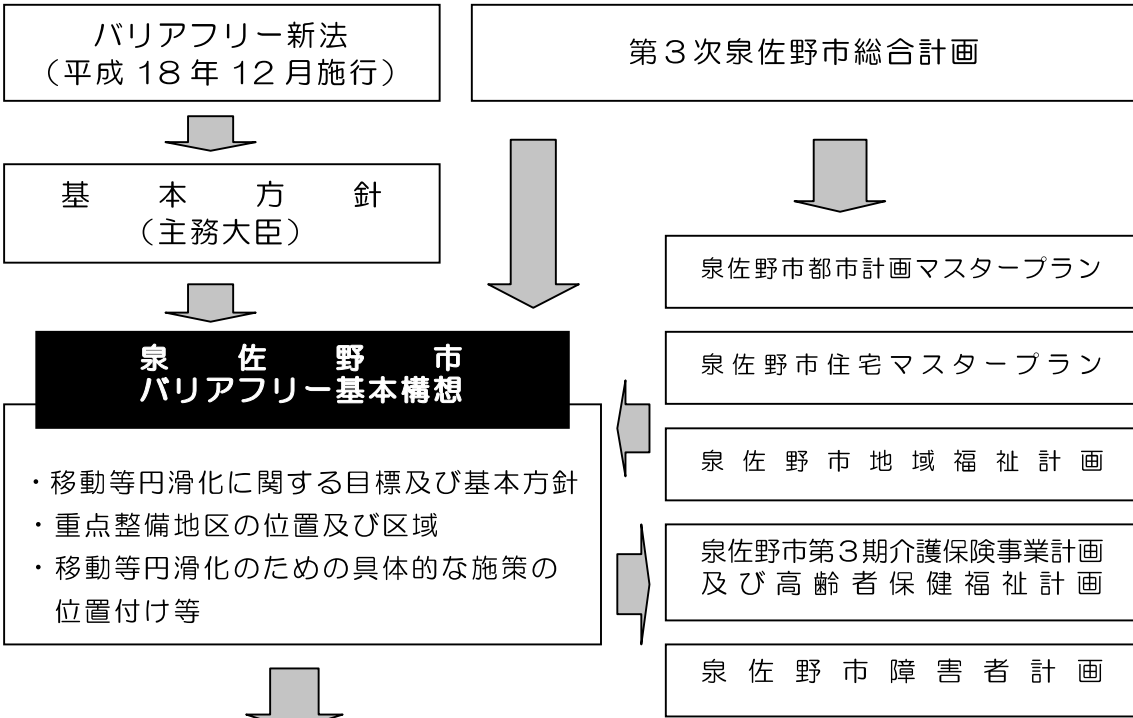


## 1-2 基本構想の位置づけ

泉佐野市では、第3次泉佐野市総合計画においてまちづくりの基本方向のひとつとして「誰もが安心して暮らせる社会づくり」を位置付け、ノーマライゼーションの考え方を基本にバリアフリーのまちづくりを推進しています。

また、障害のある人もない人も共に生き共に暮らせる地域づくりをめざし、各分野において福祉計画やまちづくり計画を策定・実践しているところです。

本基本構想は、これらの上位計画・関連計画と整合を図ると同時に、特定事業者や市民等とも連携して重点整備地区におけるバリアフリー化推進のための基本方針としての位置付けを持っています。(下図参照)



バリアフリー化への取り組み						
公共交通 特定事業	道路 特定事業	交通安全 特定事業	路外駐車場 特定事業	都市公園 特定事業	建築物 特定事業	ソフト施 策の展開
公共交通特定事業者が基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施	道路管理者が基本構想に沿って事業計画を作成し事業を実施	大阪府公安委員会が基本構想に沿って事業計画を作成し事業を実施	路外駐車場管理者が基本構想に沿って事業計画を作成し事業を実施	公園管理者等が基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施	建築主等が基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施	「こころのバリアフリー」の推進、その他の推進施策を実施

### 1-3 基本構想の目標年次

本基本構想の目標年次は基本的に国の基本方針（平成18年12月15日）に基づき、平成22年（2010年）とします。しかし、平成22年までには、あと3年しかないこと、本市においても個々の施設により整備条件が異なることから、以下に示すような3つの整備時期を設定します。

#### ■ 整備時期の設定

時期A 平成22年までに完了するもの

（ 事業の緊急性、必要性、重要性等から早急に事業を完了させる必要があるもの、または既に事業を実施中で平成22年までに完了できるもの（整備済を含む） ）

時期B 平成22年までに着手するもの

（ 特定事業者との協議・調整や事業準備等の条件から平成22年までには事業着手が可能なもの ）

時期C 平成23年以降に着手するもの

（ 施設の現状や事業化の諸条件を考慮した場合、平成22年までには事業着手が困難であるが、今後、引き続き事業化に向けて検討するもの ）